

令和4年2月18日  
11:30～ 21会議室

## 第4回議会改革協議会 次第

- 1 第3回議会改革協議会の協議結果について（確認）
- 2 多様な手段による議会活動の報告等について
- 3 議会及び議員の政策立案及び政策提言機能の強化について
- 4 議会におけるDXの推進について
- 5 第5回協議会について
- 6 その他

## 第 3 回議会改革協議会 会議録

開催日：令和 3 年 1 2 月 9 日（木曜日）

開催場所：議事堂 2 階 第 6 委員会室

出席委員：田仲常郎委員（自民党・無所属の会：座長）、三原朝利委員（自民党・無所属の会）、  
本田忠弘委員（公明党）、渡辺修一委員（公明党）、  
白石一裕委員（ハートフル北九州）、森本由美委員（ハートフル北九州）、  
山内涼成委員（日本共産党）、出口成信委員（日本共産党）、  
日野雄二委員（自民の会）、戸町武弘委員（自民の会）

議 題：

- 1 第 2 回議会改革協議会の協議結果について（確認）
- 2 多様な手段による議会活動の報告等について
- 3 議会及び議員の政策立案及び政策提言機能の強化について
- 4 多様な人材が活躍できる議会の環境づくりについて
- 5 議会における D X の推進について
- 6 第 4 回協議会について

---

主な意見など

### 1 第 2 回議会改革協議会の協議結果について（確認）

#### 【事務局】

- ・資料 1 のとおり、第 2 回議会改革協議会の協議結果を取りまとめ、市議会ホームページに掲載することを報告。

#### 【座長】

- ・ただいまの説明についてご確認いただけるか。（全委員、了承）

### 2 多様な手段による議会活動の報告等について

#### (1) SNS などを活用した情報発信等

#### 【事務局】

- ・資料 2 - 1 ~ 2 - 3 により説明

#### 【座長】

- ・協議の論点を「活用すべき媒体等」、「発信内容等」、「SNS の運用」に分けて進めていきたい。
- ・まず、「活用すべき媒体等」については、前回までの会議において、市議会独自のアカウントを取得し、リスク対策やフォロワーなどの増加対策を検討の上、情報発信のみを行うとの点は、各会派は一致している。

- ・また、媒体については、F a c e b o o k、T w i t t e r から始めてはどうかという点も一致している。
- ・今回はそれに加えて、L I N E や d ボタンを活用することについて、意見を伺いたい。

※以下、主な意見等

#### 【ハートフル北九州】

- ・d ボタンについては、各家庭に概ねテレビはあるだろうから見ようと思えば見れると思うが、現状、本市がd ボタン広報誌を始めてから今までの実績、視聴数はどの程度なのか、または出ていないのか。

#### 【事務局】

- ・手元に資料が無いため、担当課に確認の上、委員に情報提供させていただきたい。

#### 【ハートフル北九州】

- ・他の媒体もそうだが、費用対効果になるべく上がるようにということであれば、K B C を見ていると、北九州のことをよく取り上げてもらっているという印象があり、そういった関係もあるのだろう。
- ・市議会だよりも紙ベースで発行しているし、こういったものも併用して周知していくことは、議会に興味を持っていただくためには非常に大事なことだと思う。将来的にはインターネットなどいろいろと併用し使えるものが多くなれば、例えば、市議会だよりの部数を希望者だけにするのか、ということも併せて議論しながら進めていただきたい。

#### 【座長】

- ・「d ボタン広報誌」による情報発信については、本市議会による新たな費用負担がなく、SNS を利用されない年齢層の方に対しても幅広く発信できる可能性が高いのではないかと考える。一方、「L I N E」については、十分な効果を得るためには費用がかかり、他の市議会においても議会の独自アカウントによる活用例はまだない。
- ・本市公式L I N E はリニューアルにより、利用者が入手したい情報を選べる機能が追加されるなど利便性が向上している。
- ・私としては、まずは費用のかからない、F a c e b o o k、T w i t t e r の市議会独自の利用に加え、本市のd ボタン広報誌やリニューアルされた公式L I N E を活用し、本市議会の情報を発信できるよう、事務局に協議を進めさせてはどうかと考えるが、いかがか。(全委員、了承)

#### 【座長】

- ・SNS において発信すべき内容のうち、まず発信する項目について、意見、質問はないか。(意見・質問なし)
- ・SNS において発信すべき内容については、まずは、現時点で、閲覧者が見に行かなければ情報を得ることができない市議会ホームページに掲載している情報を、SNS によりプッシュ型で市民に発信することが何よりも重要である。

- ・私としては、まずは市議会ホームページの「新着情報」に関する内容を発信し、同時にホームページの新着情報等の充実を図り、それら情報を積極的にSNSでプッシュ配信しホームページに誘導することから始め、運用する中で発信する内容については適時、さらなる充実に向け継続的に検討してはどうかと考えるが、いかがか。(全委員、了承)

#### 【座長】

- ・SNSの運用について、他の市議会では、広報委員会等を設置しているところや事務局が運営しているところなど様々ある。
- ・私としては、先ほどの「情報発信」の内容と同様、まずは、事務負担に十分留意しながら、事務局において市議会ホームページの掲載情報をSNSでプッシュ配信することとし、運用する中で、やはり広報委員会等の設置が必要であるとの意見があれば、その際に改めて協議してはどうかと思うが、いかがか。(全委員、了承)

※以下、主な意見等

#### 【自民の会】

- ・事務局において実施するとした時に、失敗したりするときがあると思う。その時は、各会派は懐を広く持ち、許してもらいたい。その辺りが合意できればいい。何か失敗した時に、全て事務局のせいとならないようにしてもらいたい。

#### 【事務局】

- ・極力失敗がないよう、公平公正、正確な情報発信に努める。

### (2) 議会活動の市民周知

#### 【事務局】

- ・資料2-4により説明

#### 【座長】

- ・協議結果(案)について、意見はないか。(意見なし)
- ・私から代表者会議に報告する。

### 3 議会及び議員の政策立案及び政策提言機能の強化について 議員間討議の活発化及び、議員の政策立案能力の向上

#### 【事務局】

- ・資料3-1～3-5により説明

#### 【座長】

- ・論点を「議員間討議を行う内容」と「政策立案システム構築」に分けて議論する。
- ・「議員間討議を行う内容」について、どのような方向で取りまとめるかなど、意見はないか。(意見なし)

### 【座長】

- ・議会基本条例制定以降、常任委員会中心方式を採っていることや、他の政令指定都市議会における状況を見ても、議員間討議は、委員会の場で行われていることが多いこと、本市や他都市の議会においても、内容により、必要に応じてプロジェクトチームなどを設置し、各委員会や協議会の委員長や座長による議事整理のもと、多様な討議を行っていることなどから、討議を行う内容を制限列挙することは、なかなか難しい。
- ・私としては、まずは、常任委員会における所管事務調査の項目決定や報告書取りまとめなどについて討議することを基本としつつ、その他、討議を必要とする案件があれば、委員長による議事整理のもと、必要に応じて協議し、討議する。また、内容によっては、必要に応じてプロジェクトチームなどを設置し討議を行うということを、改めて明確に確認、共有する。
- ・加えて、これまでの会議で提案された意見についても代表者会議への報告に明記し、全議員が共有することにより、委員会や協議会における、さらに活発な討議に生かしていくとしてはどうかと考えるが、いかがか。(全員了承)
- ・次回の会議において代表者会議に報告する座長案を提示し、議論いただきたい。

### 【座長】

- ・「政策立案システムの構築」について、資料3-3と3-4の「協議の場」を設けるか、また、設ける場合には、それをどのように定めるか、についての議論であると思うが、意見はないか。

※以下、主な意見等

### 【自民の会】

- ・これは私の方から提案したが、政調会長会議や幹事長会議等、どこで取りまとめるかというのは大変難しい問題であるため、もう少し議論を深めていき、これから、例えば、政策立案をするときに具体例を積み上げていき判断する、という方向のほうがいいのではないかと考えている。
- ・その代わり、新任議員も増えているので、新任議員が政策立案したいとか相談したいというときには、座長、ぜひ相談に乗ってあげていただきたい。

### 【座長】

- ・取りこぼさないように、しっかり相談に乗りたい。

### 【事務局】

- ・事務局においても提供できる情報等、精一杯支援させていただきたいと考えている。

### 【座長】

- ・次回の会議において代表者会議に報告する座長案を提示し、議論いただきたい。

## **4 多様な人材が活躍できる議会の環境づくりについて**

### **【座長】**

- ・当協議事項については、前回までの会議において「ハラスメント防止対策」をテーマの一つとすること、「その他のテーマ、改善策」については、アンケートやヒアリングを行い、その結果等を勘案のうえ検討していくこと、「ハラスメント防止要綱、指針等の策定」については、今後、全国市議会議長会から「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の一部改正に関する対応について情報提供があり次第、改めて議論すること、その間は、同法の改正趣旨を盛り込んだ議員研修を実施すること、について決定した。
- ・本日は、「意見聴取、アンケートの実施方法」などに絞り議論する。

### **【事務局】**

- ・資料4-1、4-2により説明

### **【座長】**

- ・私としては、まずは、対象者は「全議員」に、方法については、意見を表明しやすいよう「選択式、記述式を効果的に組合せた無記名のアンケート」に、ヒアリングについては「アンケートの結果を見て、実施の要否を含め改めて検討する」という形で実施してはどうかと考えるが、いかがか。

※以下、主な意見等

### **【ハートフル北九州】**

- ・市議会全体での「多様な人材が活躍できる議会の環境づくり」であるため、職員の方にも、ぜひ意見聴取していただきたい。

### **【自民党・無所属の会】**

- ・あくまでも議員活動が主軸になってくる中で、どうしても事務方の職員を入れてしまうと、質問の内容も含めて、非常に広くなり過ぎてしまうのではないか。資料にあるアンケートの例を見ても、「議員活動を行う上で」や「議員の」が主体となっており、もう一つの例も、やはり議員を主軸に置いている質問である。
- ・となると、対象者に事務方職員まで入れてしまえば質問内容の幅も広げる必要があると思うが、恐らくその例がないので、質問内容を新たに作ることに手間がかかってしまうのではないか。将来的にはそれでもいいとは思いますが、まずは議員に絞った形のほうが、最初としては進めやすいのではないかと思う。

### **【ハートフル北九州】**

- ・ハラスメントの相談窓口を作っているところは多々あるが、その発端は「議員による職員に対するパワハラやセクハラが多い」ということがきっかけとなっているため、そういうことがないということを確認というか担保する意味でも、やはり職員も含めて行うべきではないかと思う。

### 【自民の会】

- ・私も職員まで行ったほうがいいと思う。やはり、議会活動であって政治活動ではない、我々議員が活動しやすい、議会活動しやすいというのは、職員の協力あってこそだと考える。その中でどうしても、議員と議会事務局の職員という立場を超えてしまうことも時々あり、自分自身反省してもいるが、物の言い方や接し方などで反省すべきところが多々出てくる。適切な関係を維持するということを含めて、やはり職員まで意見を聞いて、この議会事務局が、職員にとっても議員にとっても活動しやすい、これを目指すのがこの議会改革協議会の本分ではないかと考える。

### 【事務局】

- ・先ほど委員がおっしゃったハラスメント防止要綱については、全国市議会議長会が「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に関し現在、関係省庁に調査をしているところで今後、情報提供があるということであり、前回の会議の中で、防止要綱の策定については「情報提供があってから、また詳しく議論しよう」ということであったため、今後の議論になろうかと考える。

### 【日本共産党】

- ・アンケートの取りまとめは誰がするのか。

### 【事務局】

- ・単純な取りまとめは事務局で行う。調査票を発送して回答を取りまとめ、その結果を本協議会において協議いただく形と考えている。

### 【日本共産党】

- ・非常にナイーブな回答が提出され、事務局だけではなく議員においても判断しづらい部分があった場合、取りまとめの段階で非常に難しいのではないかと思います。誰が取りまとめるかによっても、答え方一つとっても、感覚としては変わってくるという気がする。

### 【ハートフル北九州】

- ・最終的な取りまとめは我々が行うのだろう。提出された回答については、まず事務局が集計作業を行い、提出されたものの中にナイーブな問題を含んでいても、どこまで表に出せるかは別にして、この協議会で最終的に取りまとめるということではないか。事務局では責任を取れないから当然、取りまとめはできない。

### 【座長】

- ・そのような課題も考えられるため、対象を議員だけにするのか、もう少し広げるのか、広げると対象者が全市職員になっていくことも考えられる。
- ・そうなればどう取りまとめるのかというところが課題となる。

### 【ハートフル北九州】

- ・全議員なのか、議員プラス市議会事務局の書記か、対象が限定され、そんなに増えないのであれば、まずはそれぐらいから始めてもいいのではないかと。むしろ、どうやって取りまとめるかということが大事であり、やはり座長が最終的に取りまとめるのだろう。

### 【公明党】

- ・ここで今、議論しただけでもいろいろと意見が出ているけれども、各委員の意見はよく分かる。ただ、今から行うことであるため、とりあえず全議員から始めて、その次のステップで職員まで含めて実施してはどうかと思うが、いかがか。

### 【自民の会】

- ・それは全然構わないが、先ほどから議論になっている取りまとめをどうするか。数値だけの取りまとめは機械的にできるが、出てきた内容をどう分析し判断するかというのは、おそらく事務局職員も我々議会もなかなかできないだろうと思う。そうであれば、やはり第三者機関ではないが、大学の先生など他の有識者等に頼まないと非常に難しいのではないかと。

### 【座長】

- ・私としては、まずは、57人の議員から実施し、結果の取りまとめについては、必要があれば第三者機関に精査してもらおうという形にしたいと思うが、いかがか。  
(全員了承) では、意見聴取の実施方法についてはそのように決定する。
- ・意見聴取の項目について、本日、内閣府が実施した、女性又は男女の政治参画についてのアンケート項目を示しているのので、当協議事項である「多様な人材が活躍できる議会の環境づくり」の観点から追加すべき項目や、訂正、削除すべき項目等について、次回、各会派の具体的な提案を発表していただき、意見交換したいと思う。それまで各会派の中でもしっかり議論していただきたい。

## 5 議会におけるDXの推進について

### 【事務局】

- ・資料5-1～5-4により説明

### 【座長】

- ・ただいまの説明を踏まえ、改めて提案会派から、具体的にどのような改善に取り組むことが望ましいと考えるのか、説明をお願いします。

### 【自民党・無所属の会】

- ・議場におけるタブレット端末の活用については進んでいるものの、費用面等で金額がかかるかもしれないが、傍聴者にもよりわかりやすくすることを含め、導入したタブレット端末をより有効に活用するためにも、議場へのモニターの設置等を改めて提案したい。



### 【ハートフル北九州】

- ・議場におけるパソコン・タブレット端末の活用について、一つは議場へのパソコンの持込みを可にさせていただきたい。タブレット端末は持込み可だが、パソコンの方がメモを取りやすし、議員の皆さんはノートパソコンなどを持っているので、改めて費用もかからない、それからもう1点は、本会議で質問するときに、モニターでのパワーポイントの使用を可にさせていただきたい。なかなか言葉だけでは説明が難しいこともあり、議場にいられている傍聴者に分かりやすくということでは、ぜひ検討させていただきたい。

### 【自民の会】

- ・真っ向から反対して申し訳ないが、本市は今、投資的経費を抑制しようとしている。そのときに議会が、このような投資を本当に行っているのかというのは、一度立ち止まって考えてもらいたい。そして、傍聴者という話が出ているが、昔に比べて今は傍聴者がものすごく少なくなってきた。傍聴者のためのサービスということを考えるのならば、もっと違うところを強化したほうがいいのではないか。

### 【ハートフル北九州】

- ・常任委員会のオンライン化については、出席、参考人招致、現地調査などについて議論したい。例えば、議員がケガをして入院し議事堂に来ることができないような緊急時の対応のときに、オンライン出席が可となればいいということ、もう一つは、参考人を遠くから招致するとコストがかかるので、オンラインで話を聞いたかどうかということ、それからもう一つは、例えば、土砂崩れなどの自然災害の現場にわざわざ行くのではなくて、区役所の職員に現地に行ってもらい、現地の様子を中継でモニターに映し、それを見ながら議論をしてはどうか。

### 【公明党】

- ・オンラインミーティングの実施、Zoom等のアプリの活用について、コロナ禍によりZoomなどのオンラインミーティングアプリがかなり浸透していることもあり、政策立案支援事業の講演会や議会報告会等への活用ができないか検討することを提案したい。
- ・タブレット端末の双方向での活用については、定例会でも本格的にタブレット端末を活用し始め、現時点では、執行部からの情報を受けてはいるが、タブレット端末を利用し、その情報に対する質問等を行うことができないか提案したい。

※以下、主な意見等

### 【自民党・無所属の会】

- ・議場へのスクリーンなどの設置については、これは、前任期の協議会から続いてきている議題であり、我々も引き継がせていただいた。しかし、現時点ではなかなか厳しい問題であるということは、我々も認識している。
- ・よって、提案会派としても、今後、議事堂を建て替えるときの大きな課題として残していただきたいと思う。ぜひ、北九州市の財政が改善した暁には、という希望的なことで、今回のお話にさせていただきたい。

### 【ハートフル北九州】

- ・例えば、議場で配っている資料を議員はタブレットで見ることができるが、Y o u T u b e で中継している場合には全く映らないのか。そうであれば、そういうときに傍聴者が、少なくともY o u T u b e などオンラインで視聴するときには、説明を理解する助けにはなるのではないかと思うが、それはどうか、資料の閲覧ということでは、Y o u T u b e では映してはない。

### 【事務局】

- ・今のところ資料等は映らないような形になっている。

### 【ハートフル北九州】

- ・全体的な費用のこともあるので今の時点では難しいかもしれないが、技術も新しくいろいろと進化するので、今すぐではなくても、引き続き検討課題にしてほしい。

### 【座長】

- ・一つ目の「議場におけるスクリーンやディスプレイの設置によるパソコン・タブレット端末の活用」については、前任期の協議会で議論された時点から二つの政令指定都市議会において新たに設置されているが、いずれも数百万円と多額な費用がかかっており、状況が変わっておらず、また、コロナ禍により本市財政も厳しい中にある。
- ・私としては、当協議事項については、前任期の協議結果と同様、今後、議事堂を建て替える際に設置の提案することが適当であるとしてはどうかと考えるが、いかがか。  
(全委員、了承)
- ・次回の会議において代表者会議に報告する座長案を提示し、議論いただきたい。

### 【座長】

- ・「常任委員会のオンライン化」について、他都市の状況を見ると、オンライン委員会が開催できるよう条例を改正したのが5市あるが、実際に委員会を開催したのは2市しかない状況である。また、多額の費用がかかり、議事の公開要請への配慮等、他の議会における課題等を踏まえ、慎重に議論する必要があるものとする。
- ・私としては、本件は委員会条例等の改正を要し、また、委員会運営の大きな変更を伴う重要な案件でもあるので、引き続き、他の議会における実施状況やそれに伴う議題等を研究し、多くの事例が蓄積された際に改めて慎重に議論しては良いのではないかと思うが、いかがか。(全員了承)
- ・次回の会議において代表者会議に報告する座長案を提示し、議論いただきたい。

### 【座長】

- ・「オンラインミーティングの実施（Z o o m等アプリの活用）」について、任意の協議体において実施する場合には、委員会条例の改正も不要であり、加えて、通信回線の不具合等により議事の遅れが生じて、委員会のように、定例会の進行全体に影響を及ぼすこともない。

- ・本市の執行部においても、Z o o mなど無償で利用できるアプリを活用し、会議や意見交換会、研修等、様々な場面で実施している状況であり、本市議会においても、新たな費用負担なく、公用タブレット端末のみで実施できるものとする。
- ・私としては、例えば、当協議会や市議会だより編集委員会等、任意の協議体においてできることから、オンラインミーティングを試みてはどうかと思うが、いかがか。  
(全員了承)
- ・次回の会議において代表者会議に報告する座長案を提示し、協議いただきたい。

### 【座長】

- ・「タブレット端末の双方向での活用」について、他議会の状況を見ても、本市議会と同様の活用を行っている状況のようである。双方向での活用については、今回、事務局が一例を示したように、議員の工夫一つで様々な活用ができるものと思う。
- ・私としては、委員会や協議体、また、各会派や各議員において創意工夫を凝らし、積極的に必要に応じて協議し、可能な方法から活用していくという内容で、代表者会議への報告をまとめてはどうかと考えるが、いかがか。

※以下、主な意見等

### 【自民の会】

- ・今、執行部が説明するときに、たくさんの紙資料を持って来て説明している。しかし、我々はタブレット端末を持っているので、座長から執行部に対し、少なくともデジタル市役所推進室くらいは議会側にタブレット端末を持ち込んで説明できるように提言されてはどうかと思うが、いかがか。

### 【座長】

- ・いい考えだと思うが、端末の配備に係る経費の問題もあると思う。今はどういう状況か。

### 【自民の会】

- ・デジタル市役所推進室には既に配布されているようだ。

### 【事務局】

- ・既に各局に複数台のタブレット端末が配備されているので、それを使い資料をお見せしながら説明をするという形であれば可能かと考える。

### 【座長】

- ・この協議会で事務局が説明する際に、説明資料の通知を表示させているが、その通知は会議の際にだけ行っているということか。

### 【事務局】

- ・そういうことですので、恐らく説明する執行部が議員に資料をお見せしながら説明し、「次のページに移ってください」など、そういう形になると思う。

### 【座長】

- ・それで全く問題なければ、その方向性でさせてもらえればと思うが、皆さん、いかがか。

### 【公明党】

- ・事前に議員のタブレット端末に資料を入れておかないとできないのではないか。

### 【事務局】

- ・私の理解では、執行部側が紙で用意している資料を持って来ずにタブレット端末を持って来て、そのタブレット端末を議員にお見せしながら、「こういう話だ」という説明の形であればどうかということであろうと思っているが・・・。

### 【自民の会】

- ・執行部が説明に来るときは大体、議員のタブレット端末の中に入っている資料を基に説明に来るので、我々はこのタブレット端末を見ればよいと思う。

### 【座長】

- ・もし、執行部が説明に来られて、その時に執行部しか持っていない資料をもらいたいというときに、そこですぐにこちらのタブレット端末に入れられるようなシステムができればいいと思いますが、それはどんな感じでしょうか。システムの、また費用がかかるのでしょうか。

### 【事務局】

- ・その場合、少し時間がかかるかもしれないが、デジタル化を徹底するというのであれば、まず、紙資料は持って来ずに、必要であれば電子メールで提供してもいいし、紙資料が欲しいということであれば、例えば、事務局に、「この資料を印刷してほしい」と依頼するとか、そういう形での対応もできると思う。

### 【ハートフル北九州】

- ・一つ確認だが、全議員に同じ情報が提供されているわけではなく、「この委員会だけは、まず、ここに先行して資料を入れている」ということもあるので、恐らく、どの議員がどこまでの資料を持っているかというのはイーブンではない。だから、説明する側が「こちらが持っているから、議員も持っているでしょ」と思っても、議員が等しく資料を持っていないように思うので、その辺りの調整もいるのではないかと思ったが、いかがか。

### 【事務局】

- ・おそらく説明に向う議員の方には、最初に電子メールなどで資料をお送りしていると思う。ただ、説明のときに、必ずしも議員がタブレット端末を持たれているかどうか分からないということもあるので、執行部側もタブレット端末を持って来て、それで説明をするという形にすれば、もし議員が忘れて来てしまったとか、資料を置いてきてしまった、というときにも対応できるのではないかと考える。

### 【自民党・無所属の会】

- ・将来的にはそれが一番いいとは思いますが、私としては我々議員の方に問題があると思っていて、やはり我々議員の方が常にタブレットを持ち、その中にある情報を見ているといいのではないかと思います。逆に、執行部の方が気を使って持って来ざるを得ないような環境を我々議員が作ってしまっている、という現状があると思う。まず、我々議員からそれを徹底していくとともに、執行部側にも「そういうことも一緒にやっ払いこう」ということを提案していく、あくまでも議会改革協議会なので、そちらを提案した方がいいのではないかと思います。

### 【座長】

- ・まずは我々10人から、そういう努力をしましょう。

### 【自民党・無所属の会】

- ・「タブレット端末に入っている資料については、持って来なくていい」ということを我々からも提案していく、という意見です。

### 【ハートフル北九州】

- ・そうだろうとは思いますが、どこに何の資料が入っているのか、未だに探すのが大変である。私もとにかく苦手で、一生懸命探したらたどり着くけれども「どこにあるの」となって事務局に聞いているから、使いこなせていない。使いこなせている人は使いこなせているけれど、使いこなせていない人は全く使いこなせていないので、そこをどうやってなじませていくかというのも課題として一つあると思う。おっしゃられている意味はもう、そのとおりで、きちんとできるかどうかという話だと思う。

### 【自民の会】

- ・年配者にはもう少し手厚くしてほしい。使いこなせない議員は、1割、2割はいる。タブレット端末の画面の下に出てくる通知も時間が経ったら消えてしまい、何か押してももう出てこない。だから勉強するために、いろいろと教えてほしい。それを頭の中に入れて、勉強会をぜひ、高齢者の議員に対しては願う。

### 【座長】

- ・何かの機会に勉強会、タブレット入門をしましょう。
- ・それでは、次回の会議において代表者会議に報告する座長案を提示し、議論いただきたい。

## 6 第4回協議会について

### 【座長】

- ・第4回協議会では、今回、継続協議となった項目については具体案の提示等により、引き続き協議を行い、その他の項目については、資料が準備でき次第、協議を開始したい。
- ・第4回協議会の開催日程については、事務局に調整させ、決まり次第連絡する。

## 協議結果（座長案）

### 1 多様な手段による議会活動の報告等

#### (1) SNSなどを活用した情報発信等について

- SNSについては、まずはF a c e b o o kとT w i t t e rについて本市議会のアカウントを作成し、本市議会ホームページの「新着情報」に掲載する内容の発信から始めるとともに、本市の公式L I N Eやdボタン広報誌を活用した議会情報の発信についても、本市執行部との協議を進める。
- ・ 本市議会のアカウントを作成し独自に運用するSNSについては、まずは、他政令指定都市の議会の多くが活用し、費用のかからないF a c e b o o kとT w i t t e rを利用するとともに、本市の公式L I N Eやdボタン広報誌を活用した議会の情報の発信についても、本市執行部との協議を進める。他のSNSの活用については今後、費用対効果や他議会の状況等を勘案のうえ、研究を続ける。
- ・ 発信する内容については、まずは、本市議会ホームページの「新着情報」に掲載する内容をプッシュ型で発信することから始めるとともに、同ホームページに掲載する新着情報等についても、常任委員会における議論の状況や、より市民に議会への関心を持っていただくための議員による議論の動画等について情報発信すべきとの意見もあることから、今後、運用する中で適時、さらなる充実、積極的な発信に向け継続的に検討する。
- ・ SNSの運用については、まずは市議会事務局において、事務負担に十分留意のうえ情報発信を行うが、議員による広報委員会等の設置が必要との意見もあることから、今後、運用する中で設置の必要性について意見があれば、その際に改めて協議を行う。

## 協議結果（座長案）

### 3 議会及び議員の政策立案及び政策提言機能の強化について

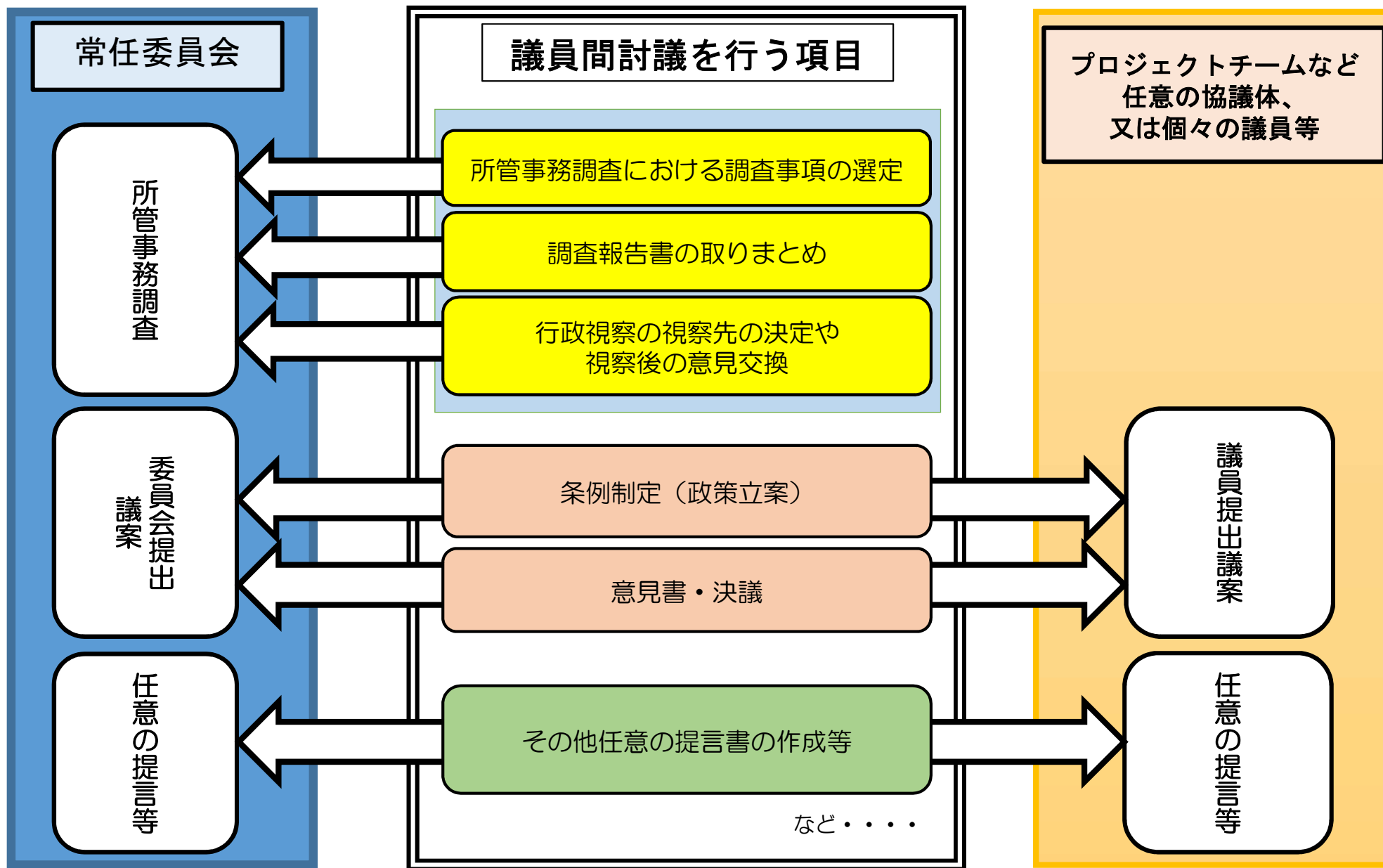
#### （1）議員間討議の活発化及び議員の政策立案能力等の向上

- 議員間討議については別紙1のとおり、常任委員会において所管事務調査事項の選定や報告書の取りまとめなどについて積極的に討議することを基本としつつ、その他、討議を必要とする案件があれば、各委員長による議事整理のもと必要に応じて協議し、討議する。また、内容によっては、必要に応じてプロジェクトチームなどを設置し討議を行う。

討議に当たっては、議員は市民からの負託に応えるため、討議事項について事前にしっかりと調査のうえ臨み、委員長等を中心に全員が協力して議員や会派の意見、主張について議論を交わせる土壌を作っていくなど、さらに活発な討議が行われるよう努めていく。

- 政策立案システムについては別紙2のとおり、常任委員会において積極的に政策立案や政策提言を行うことを基本としつつ、複数の常任委員会にまたがる案件等、内容によってはプロジェクトチームを設置するなど従前どおり、議員が多様な方法を選択できることとし、市議会事務局は議会による政策立案及び政策提言に係る円滑な活動の確保について支援する。

# < 議員間討議 >

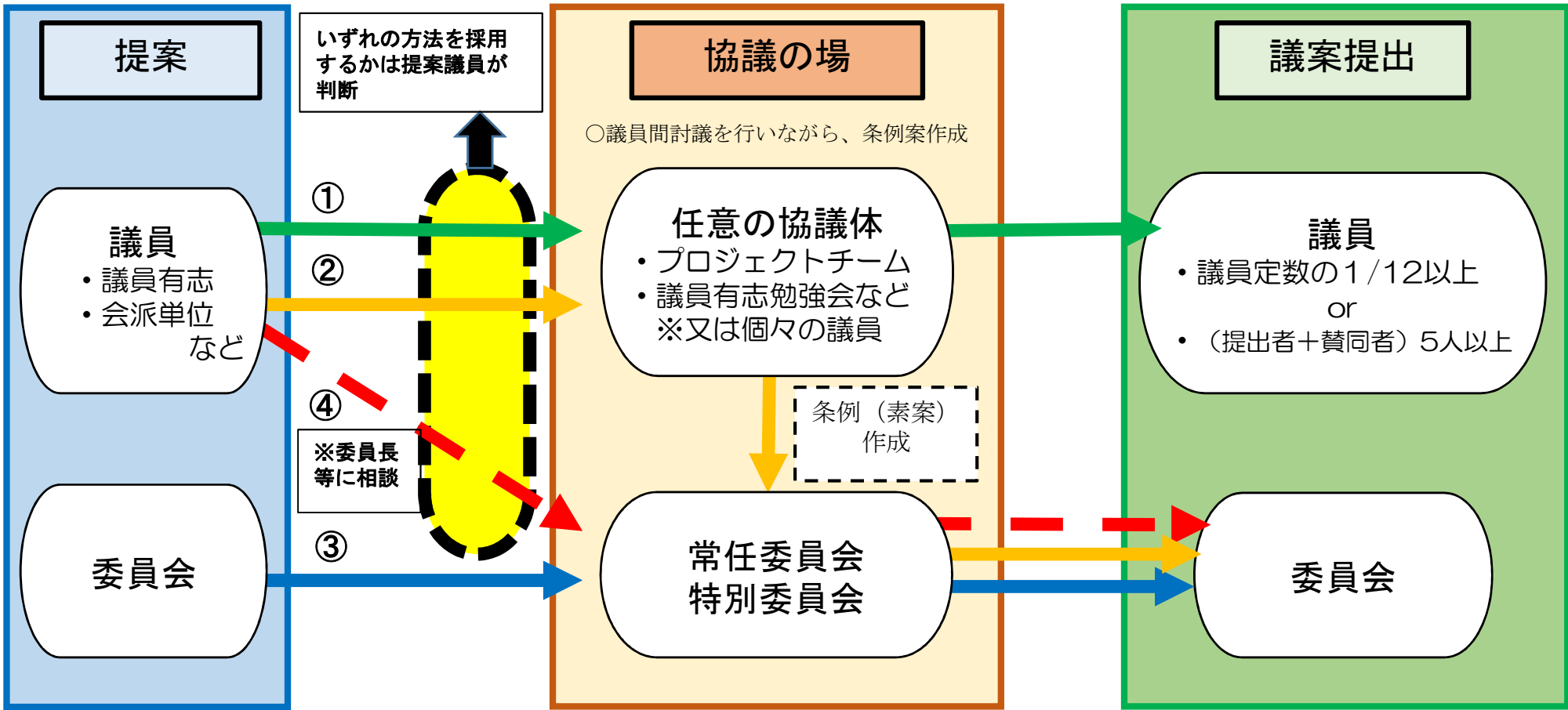




# <政策立案システム（政策条例制定手続）>

北九州市議会会議規則  
(議案の提出)  
第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては提出者及び賛成者を合わせ議員定数の12分の1以上の者が連署し、その他のものについては提出者及び賛成者を合わせ5人以上の者が連署して議長に提出しなければならない。  
2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

※どの方法を採用するかは提案議員による任意



## 協議結果（座長案）

### 5 議会におけるDXの推進について

#### (1) 議場におけるパソコン・タブレット端末の活用

- 議場におけるスクリーンやディスプレイの設置によるパソコン・タブレット端末の活用については、平成29年に設置した本協議会において「多額の費用を要するとともに、日進月歩で電子機器の改良が進むことから、今後、議事堂建て替えの際に、設置の検討を提案することが適当である」旨、代表者会議に報告したが、他政令指定都市の議会においても現時点で同報告内容と同様、多額の費用を要しており、また、コロナ禍により本市財政状況も厳しいことから従前と同様、今後、議事堂建て替えの際に、設置の提案をすることが適当である。

#### (2) 常任委員会のオンライン化

- 常任委員会のオンライン開催については現在、他政令指定都市の議会における実施事例が少なく、また委員会条例等の改正を要するなど、委員会運営の大きな変更を伴う重要な案件であることから、引き続き、他の議会における実施状況や課題等について研究し、多くの事例が蓄積された際に改めて慎重に議論する。
- ・ 現在、他政令指定都市の議会において委員会条例等を改正し、委員会のオンライン開催が可能となっている5市のうち、実際に開催したのは2市のみであり、開催に当たってはオンライン配信機材等の整備に多額の費用を要することや、議事の公開要請への配慮など運営に当たっての課題も多いため、引き続き、他の議会における実施状況や課題等について研究する必要がある。

### (3) オンラインミーティングの実施（ZOOM等のアプリの活用）

- web会議システムを活用したオンラインミーティングについては、条例改正等を要せずに実施可能な議会改革協議会や市議会だより編集委員会等の任意の協議体において、できるところから試行的に実施する。
- ・ 任意の協議体におけるオンラインミーティングの実施に当たっては、委員会の場合のような条例等の改正が不要であり、また、通信回線の不具合等により定例会の進行全体に影響を及ぼすようなこともなく、無償で提供されるアプリケーションの活用により新たな費用負担なくタブレット端末のみで実施できることから、実施可能な機会を捉え試行していく。

### (4) タブレット端末の双方向での活用

- タブレット端末の双方向での活用については、委員会や協議体、また、各会派や各議員において創意工夫を凝らし積極的に、必要に応じて協議し、可能な方法により活用していく。
- ・ 他政令指定都市の議会においても本市議会と同様、タブレット端末は、ペーパーレス化を主な目的として導入し活用している状況であるが、双方向での活用については、議員による調査活動や、議員間又は執行部との情報交換等、様々な活用が可能であると考えられる。
- ・ 本市議会がタブレット端末を導入した主目的である、議会活動の効率化やペーパーレス化をさらに推進するため、議員がタブレット端末の使用を徹底し、特に、議員が本市執行部から説明を受ける際には、議員及び執行部双方が積極的にタブレット端末を使用する。また、市議会事務局はタブレット端末の活用が円滑に行われるよう支援する。